

滋賀県子ども基本条例周知・啓発事業委託に係る質問回答②

No.	質問	回答
1	<p>*本編動画の動画尺について 本編動画の尺は5分程度と仕様書には記載されておりますが、内容が十分に伝わる場合には、これより短い尺でも差し支えないでしょうか。</p>	<p>本仕様書において「5分程度」と記載しておりますが、これは目安の時間を示したものです。そのため、内容の趣旨や効果を十分に満たすものであれば、5分未満の動画であっても差し支えありません。ただし、想定している活用場面（YouTubeやSNSへの掲載、研修・講演等（学校等での活用を含む））において、必要な情報が過不足なく伝わる構成としてください。</p>
2	<p>*ショート動画の活用目的について ショート動画につきましては、具体的にどのような用途や媒体での活用を想定されておりますでしょうか。</p>	<p>ショート動画については、主にYouTubeや各種SNSでの発信を想定しています。本編動画の要点をまとめた短尺コンテンツとして、視聴者への効果的な情報発信に活用することを想定しています。また、研修・講演等（学校等での活用を含む）においても活用を想定していますが、具体的な活用方法については動画の内容や尺に応じて判断するものとします。なお、これらの用途を踏まえ、先に回答したとおり、アスペクト比は「16:9」としてください。</p>
3	<p>*インターネット広告による周知内容について 「インターネット広告を用いた周知」とは、本動画自体の周知を指すものでしょうか。それとも、子ども基本条例そのものの周知を目的としたものでしょうか。</p>	<p>インターネット広告を用いた周知については、本動画自体の周知を主な目的としています。</p>
4	<p>*ショート動画の動画尺について ショート動画につきましては、周知効果が見込める場合、15秒程度など、より短い尺でも差し支えないでしょうか。</p>	<p>ショート動画の尺については1分未満を想定していますが、15秒程度の短尺動画であっても、内容として成立する場合には差し支えありません。ただし、必要な情報が適切に伝達できる構成としてください。</p>